

南河内初!!

「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を締結

大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部と河内長野市による「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を令和元年11月5日に締結します。

この協定は、地震や風水害、大火災などの災害が発生した際、本市が民間賃貸住宅の情報提供や媒介等に関して協力を求め、同支部と連携していくことを目的としており、下記日程で協定の調印式を開催します。

【協定名】

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定

【協定の主な内容】

災害対策基本法に規定されるものに限らず、地震・風水害・火災等の災害が発生した場合には、次のことについて市は協力を要請することができる。

- ・被災者に民間賃貸住宅の情報を提供すること。
- ・市内の道路及び施設等の被害状況について、市に報告すること。
- ・市から提供した災害時の情報を被災者へ提供すること。
- ・建築物の耐震改修の促進に関すること。

【協定書調印式】

- ◆開催日時：令和元年11月5日（火）11：00～11：30
- ◆場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）
- ◆出席者：河内長野市

市長	島田 智明
副市長	榊井 繁春
副市長	塩谷 聡
- 大阪府宅地建物取引業協会

南大阪支部	支部長	東門 幸一
	総財委員長	迫村 栄治
	政策委員長	志賀 昭

市民の皆さんへの情報提供や災害時の被害の把握がスムーズになるよ！

問い合わせ先

【協定の締結に関すること】

河内長野市総合政策部政策企画課
政策企画係

TEL：0721-53-1111

【協定の内容に関すること】

都市づくり部都市計画課
住宅・空家対策係

